

老人福祉センター横浜市泉寿荘質問及び回答一覧

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
1	公募要項	28	ウ 高齢者向け企画事業の実施	企画事業について「15種類(テーマ)以上…」とあり、カウント方法については開催回数等の違いによるカウント数が示されていますが、実際のテーマについてはカテゴリー等が示されておりません。「種類(テーマ)」はその内容ではなく、開催回数が満たされていればカウントされ、そのカウント数が15以上になれば良いと解釈してよろしいですか。	「種類(テーマ)」については、開催回数のみにより機械的にカウントされるものではなく、事業内容として一定の独立性を有するテーマごと整理されるものと考えています。 したがって、開催回数の要件を満たしていれば同一内容であっても複数の「種類(テーマ)」としてカウントできるという趣旨ではなく、内容に応じた適切な区分のもとでカウントされるものをご理解ください。 なお、具体的には各事業の内容や構成等を踏まえて総合的に判断します。
2	公募要項	28	エ 介護に関する入門的研修の実施	「横浜市が実施する介護に関する入門的研修」は指定期間中に毎年必ず開催されるものですか。	ご認識のとおりです。市と連携し、毎年開催していただく想定です。
3	公募要項	28	オ 介護予防普及啓発事業の実施	「介護予防普及啓発事業」は要綱P26-7-(10)と関連がありますか。 関連がある場合、指定管理料以外の費用が充当され、開催するものと理解してよろしいですか。	ご認識のとおり、「介護予防普及啓発事業」は公募要項における実施事業の一つとして位置付けられており、関連があります。 具体的には、要項P26「7 施設の概要」(10)において「介護予防普及啓発事業委託費(令和8年度予算)36万円」が明示されており、当該事業は、同要項「8 実施事業」に定める「オ 介護予防普及啓発事業の実施」に対応するものです。 また、本委託費(36万円)は、応募様式(様式3)における指定管理料提案額(区指定上限額)に含まれていますが、精算条件付きのものです。 したがって、適切に指定管理料と区分を行い、実施するものをご理解ください。
4	公募要項	28	オ 介護予防普及啓発事業の実施	「介護予防普及啓発事業」は実施数により評価に差異が出ないものと考えてよろしいですか。	「介護予防普及啓発事業」については、実施回数の多寡のみをもって評価に差異が生じるものではなく、事業内容や効果、地域ニーズへの適合性等を含めて総合的に評価します。
5	応募書類関係(様式2 事業計画書)	一	3 施設の管理運営 (4) 防災に関する取組について	「地域との連携を図るためにどのような取組ができるか」とありますが、防災計画、帰宅困難者の一時滞在施設及び補完施設として位置づけられており、いずれも災害対策本部の指揮下に入って活動すると認識しておりましたが、これは、地域防災拠点の補完施設になった時を想定して書くものですか。	ご認識のとおりです。
6	その他 (老人福祉センター横浜市泉寿荘運営要綱)	1	4 泉寿荘の概要 (1) 施設の設置目的	第1号様式、第2号様式についてお示しください。	別添の「第1号様式」および「第2号様式」をご確認ください。